

中皮腫登録データベース構築事業

16百万円（12百万円）

環境保健部企画課石綿健康被害対策室

1. 事業の必要性・概要

中皮腫については、平成23年6月に取りまとめられた中央環境審議会「石綿健康被害救済の在り方（二次答申）」において、「診断や治療が容易でない中皮腫については、情報を集約し、治療法などに応じた予後の分析を行うことは治療法の向上を図るため重要である。中皮腫についてもがん登録制度を参考にしつつ、救済制度の中で機構に集まる治療方法や生存期間の情報を活用しながら調査研究を行い、その結果を広く認定患者や医療機関に対し、情報提供することについて検討すべきである。」とされたところ。これをふまえて、診断や治療が容易でない中皮腫について、全国的に中皮腫患者の情報を整理、蓄積、解析することで、中皮腫の 治療法の向上、 診断精度の向上、 中皮腫の発症動向の把握及び推計への活用に資する。

2. 事業計画（業務内容）

石綿健康被害救済法における医学的判定の個々の審議結果は、今後の石綿健康被害に適切に対応していく上で、重要な基礎データとなり得る。

また、国際的に見ても、多くの中皮腫登録データが集約された貴重な医学的資料と言える。本施策では、これら審議結果を管理するシステムを構築し、審議結果データの有効活用及び医学的判定業務の効率的な運営を図るものである。

平成25年度の予定では、中皮腫罹患者の年齢、職業、石綿ばく露歴、診断、治療等に係るデータベースの構築を行い、運用を開始する。

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中皮腫登録データベース構築事業					→

3. 施策の効果

データベースに登録された中皮腫罹患者の治療・診断方法等の情報を解析することにより、中皮腫の迅速な判定に資する知見が集積される。

また、その結果を広く医療機関に情報提供することにより、治療・診断方法の向上が期待される。